

大気汚染

放射能汚染

水質汚染

うんざりだ！

もうこれ以上の産廃施設はいらない。

私たちと同じ市民の皆さんに
知っていただきたい
今このまちで起きていること

本協議会は、那須地域の『人と自然と食』に係わる全ての環境問題に関し、市民の立場で環境問題等を関係者、関係機関と連絡調整を行いつつ、那須地域のグランドデザインを構想・立案するとともに、行政等に対し具体的提案を行うことを目的にしています。

www.nasurenkyo.org

那須地域環境対策連絡協議会
連絡先・080-2257-9560



戸田の地に 産廃施設は うんざりだ! (都会のゴミで田舎を汚すな)

戸田地区産業廃棄物対策委員会

戸田地区産業廃棄物対策委員会

私が生活を送っている戸田地域は
那須野が原扇状地の厚い砂礫地層で
あり百メートル掘つても地下水は出
ず、先人の開拓者たちは石と水との
戦いを余儀なくされた歴史が存在し
ます。もしもこの地域が砂礫層でな
かつたら、容易に土地を耕すことが
できてどんなに農業生産効率が上
がつたことでしょうか。砂礫層で地
下水の乏しい地は産業廃棄物施設設
置に格好のターゲットになってしま
いました。

戸田は四季のメリハリが程よく効いた風光明媚な場所と言わわれてゐるし、私もそう感じます。ただし産廃施設がなければ……。

毎日、多くの人々が通称「横断道路や板室街道」を往来して那須高原の雰囲気を味わい、思い出を作つています。栃木県条例に制定されています。自然景観保全地域の周辺に住む者としては、もつとPRに努めなけばならないのかも知れません。もしも産廃施設がなかつたら、大声あげ

田地図

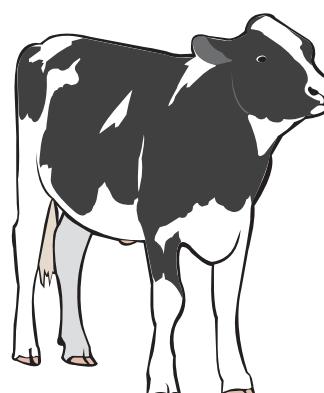
戸田自治会長 石井 博

A photograph showing two protest banners on poles in front of a white building with a dark roof. The banner on the left is yellow with black text and features a stylized 'F' logo. The banner on the right is green with white text. Both banners have vertical Japanese text at the top and bottom. The background shows a forest of trees and a cloudy sky.

う・・・。
戸田は勿論のこと、この地域は農業とりわけ酪農が盛んな地であります

産廃施設は景観の悪化や生活環境の破壊につながってしまいます。

持と応援のもとで大規模産廃施設計画を頓挫させた経験があります。この地域には、すでに多くの産業廃棄物が埋設されている現実を鑑みるとき、もはや社会的な犠牲と役割はどうに果たしているはずであるという



・・・むなしさが一層つのって
まいります。

法術や基準などは逸脱していないにせよ、
ば認めざるを得ないという通り一貫
の理論にも閉口してしまいます。

たら、公平の原則からしても戸田限の地に対する産廃施設許可なれば制限することでしょう。

の産廃施設設置はうんざりである
というスローガンを掲げているもの
の、結果的にその思い、願いは届か
ない結果になってしまふのでしよう
か。

思いにかられます。

今ならまだ間に合います。

子を思う親の気持ちになつて考えてみて下さい。



湯宮地区

産業廃棄物最終処分場問題

文責 湯宮自治会長 田代美代子
湯宮産業廃棄物対策協議委

水源の地に有害物質の流出の恐れがある素掘りの処分場を、受け入れようとしていることを見逃すことができませんか？

ことの発端は平成9年、肥料保管と称してすでに廃業している業者が約3千㎥の汚泥の不法投棄を行つたことでした。平成18年、行政から「この汚泥を処分せよ。」と言われたが、「多額の費用が掛かるので、汚泥を処分した跡地に産廃処分場を作らせて欲しい。」と地主が産廃の同意書を持つて署名捺印を貰いに各家を回りました。同情心から同意書に判を押した家も多かつたのですが、後に「行政による汚泥処分の指導をした事実は無い。」という事が判明しました。

平成24年2月2日、事業の取り下げ書が提出され、「改めて同意書の取得を行う。」という事でしたが、うやむやのまま平成26年6月24日、埋立容積が8万3千㎥から23万2千7百㎥と約2.8倍に規模が拡大したのにも関わらず、「過半数の同意がある。」という業者のデータを鵜呑みにし、県が事前協議を終了してしまいました。平成27年5月意見書を提出しましたが、同場設置許可がおりてしましました。こ

6月13日ついに産業廃棄物最終処分

ことの発端は平成9年、肥料保管と称してすでに廃業している業者が約3千㎥の汚泥の不法投棄を行つたことでした。平成18年、行政から「この汚泥を処分せよ。」と言われたが、「多額の費用が掛かるので、汚泥を処分した跡地に産廃処分場を作らせて欲しい。」と地主が産廃の同意書を持つて署名捺印を貰いに各家を回りました。同情心から同意書に判を押した家も多かつたのですが、後に「行政による汚泥処分の指導をした事実は無い。」

今、目の前に提示されたこの問題に
対して湯宮は、いったい何ができるで

遠い昔から永々と守られてきたこの山河、広く平野をうるおし海に至る豊かな水。その水源域の地にあって水の安全を守ることこそこの地に生きる者の最大の使命ではないでしょうか。例えば、産廃処分場がこの地に出来て、もしもそこから有害物質が流出しても、湯宮に住む私たちは、直接の害はほとんど有りません。いつか、下流のどこかで被害が出ても湯宮に

